

平成 27 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社くろがね工作所 代表者名 取締役社長 神足 泰弘

(コード: 7997、東証第2部)

問合せ先 専務取締役 神足 尚孝

(TEL. 06-6538-1010)

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年1月29日開催の取締役会において、平成27年2月26日開催予定の第95回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

# 1. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の目的

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第31条第2項に社外取締役の責任免除の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、監査役会の同意を得ております。

### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下豚は変更部分を小しより。)
現 行 定 款	変
(取締役の責任免除) 第31条 本会社は、会社法第426条第1項の 規定により、任務を怠ったことによ る取締役(取締役であった者を含 む。)の損害賠償責任を、法令の限 度において、取締役会の決議によっ て免除することができる。	(取締役の責任免除) 第31条 本会社は、会社法第426条第1項の 規定により、任務を怠ったことによ る取締役(取締役であった者を含 む。)の損害賠償責任を、法令の限 度において、取締役会の決議によっ て免除することができる。
(新 設)	2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年2月26日(木)〔予定〕 定款変更の効力発生日 平成27年2月26日(木)〔予定〕

以上